

○奈良県警察基礎的捜査書類作成能力検定要綱の制定について

(平成4年5月25日例規第29号)

[沿革] 平成6年9月例規第26号、7年12月第74号、17年12月第29号、20年3月第25号、26年9月第23号、30年12月第32号改正

警察官の捜査実務能力を向上させるため、一定の捜査実務経験を有しない警察官を対象として、日常取り扱う可能性の高い事件に係る基礎的捜査書類の作成能力の検定制度を導入し、もって組織のプロフェッショナル化を図るため、別記のとおり奈良県警察基礎的捜査書類作成能力検定要綱を制定し、平成4年6月1日から実施することとしたから適切に運用されたい。

別記

奈良県警察基礎的捜査書類作成能力検定要綱

第1 目的

この要綱は、警察学校の初任補修科の課程に入校した警察官（以下「入校中の警察官」という。）等を対象とした基礎的捜査書類作成能力についての検定（以下「捜査書類検定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 基礎的捜査書類の意義

この要綱において、基礎的捜査書類とは、日常取り扱う可能性の高い窃盗、詐欺、暴行、傷害等の事件に係る被害届、現行犯人逮捕手続書（甲）及び（乙）、侵入窃盗事件の実況見分調書（それぞれ簡易書式例を含む。以下同じ。）並びに緊急逮捕手続書をいう。

第3 捜査書類検定の実施等

- 1 捜査書類検定の実施及び合格者の決定は、刑事部長が行うものとする。
- 2 刑事部長は、捜査書類検定を実施しようとするときは、警察学校長と調整の上、あらかじめ捜査書類検定の実施の日時、場所その他必要な事項を関係所属長に通知するものとする。
- 3 2の通知を受けた所属長は、所属の受検対象者に周知させるとともに、受検者を基礎的捜査書類作成能力検定受検者名簿（別記様式第1）により刑事部長に報告するものとする。
- 4 捜査書類検定に関する庶務は、刑事部刑事企画課において行う。

第4 捜査書類検定の受検対象者

捜査書類検定の受検対象者は、入校中の警察官とする。ただし、刑事部長は、受検の必要があると認めて指定した警察官（以下「指定された警察官」という。）を、

受検対象者とすることができる。

第5 捜査書類検定の科目等

捜査書類検定の科目及び項目は別表に掲げるとおりとする。

なお、刑事部長は必要に応じて、任意提出書、領置調書及び還付請書（それぞれ簡易書式例を含む。）並びに証拠品の押収手続に関する捜査報告書を検定項目に加えることができる。

第6 捜査書類検定の実施方法

捜査書類検定は、基礎的捜査書類の作成に必要な基礎知識については、択一式、論文式等の方法により、基礎的捜査書類の作成については、受検者に捜査書類を作成させることにより行うものとする。

なお、捜査書類については、より現実に近いものとするため、例えば、逮捕手続書を作成する場合にあっては、受検者に事件を擬似体験させる想定ビデオ等を示して、それを基に逮捕種別を判断させ、逮捕手続書を作成させることとし、作成に当たっては六法全書、捜査書類作成要領、国語辞典等の参考書の持ち込みを認めることとする。

第7 捜査書類検定の合格基準

捜査書類検定の合格基準は別表に定めるとおりとする。

第8 合格者の通知等

- 1 刑事部長は、捜査書類検定の合格者について、入校中の警察官については警察学校長を通じて、指定された警察官については所属長を通じて通知するものとする。
- 2 刑事部刑事企画課長は、基礎的捜査書類作成能力検定合格者台帳（別記様式第2）を備え付け、合格者があった都度、合格者の氏名その他の所要事項を登載しなければならない。
- 3 所属長は、合格者ごとに合格年月日を記録しなければならない。

第9 不合格者に対する措置

捜査書類検定の不合格者については、各所属において所要の教養を行い、次の捜査書類検定に再受検させるものとする。

第10 補則

この要綱に定めるもののほか、捜査書類検定の実施に関し必要な事項は、刑事部長が定める。

第11 経過措置

この要綱実施の際次に掲げる者は、捜査書類検定に合格した者とみなす。

- (1) 巡査長である巡査及び巡査部長以上の階級にある者

- (2) 捜査実務経験が通算 2 年以上の巡査の階級にある者
- (3) 平成 3 年11月 5 日に実施した試行検定に合格した者

(別表等省略)